

## 第19 独立行政法人国立印刷局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

インキ用材料の購入契約について、製造会社と直接契約することにより、購入価額の節減を図るよう改善させたもの

科 目	材料費 原材料
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
契 約 名	インキ用材料購入契約6件
契 約 の 概 要	印刷に使用するインキを製造するための粉末状の顔料の購入
契 約 の 相 手 方	株式会社朝陽会
契 約	平成19年5月、7月、10月 随意契約
契 約 金 額	1億7235万余円(平成19年度)
節減できた契約金額	2892万円(平成19年度)

### 1 契約の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、日本銀行券及び郵便切手用インキ等の原材料である2号グラビア原色インキ、ワニス、インキ用材料A、インキ用材料Bなどを毎年度購入している。そのうちインキ用材料A及びインキ用材料B(以下「インキ用材料」という。)については、平成19年度に、計1億7235万余円で株式会社朝陽会(以下「朝陽会」という。)から購入している。

印刷局がこれらの契約で購入したインキ用材料は、印刷に使用するインキを製造するための粉末状の顔料であり、印刷局が研究開発した基礎・実用技術を基本に、財団法人印刷局朝陽会(11年9月に財団法人印刷朝陽会と名称変更。以下「印刷朝陽会」という。)が、インキ用材料の製造に最適であると判断した製造会社と共同で昭和56年に製品化して、その製造会社に製造委託等していた製品であり、平成15年7月に印刷朝陽会から印刷局向けの収益事業を譲渡された朝陽会が引き続き製造会社に製造委託等している製品である。

本件インキ用材料の調達に当たっては、印刷局制定の独立行政法人国立印刷局会計規則(平成19年規則第10号)及び独立行政法人国立印刷局購買等契約細則(平成19年細則第10号)に定める随意契約ができる場合(偽造防止技術の根幹に関する事項又は印刷局の事業運営上の行為を秘密にする必要がある場合)に該当するとして、従来、印刷局が印刷朝陽会から購入していたが、上記の朝陽会への事業譲渡の後、朝陽会と随意契約を締結して購入しているものである。

### 2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、上記の契約について、合规性、経済性等の観点から、製造会社と直接契約することができないか、購入価額は経済的なものとなっているかなどに着眼して、印刷局本局及び滝野川、小田原両工場において、契約書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

インキ用材料については、前記のとおり、印刷局が研究開発した基礎・実用技術を基本に、印刷朝陽会が製造に最適と判断した製造会社を選定して、共同で製品として開発して、朝陽会が製造会社と機密保持規定を取り交わして、製造委託するなどして製品の納品を受けて、印刷局に納入している。

そして、印刷局は、印刷朝陽会がインキ用材料の製品化に関わった経緯があること、また、製造会社において朝陽会を取次店とする取扱いをしていることなどから、インキ用材料の購入について、長期間にわたり朝陽会と契約を行ってきた。

しかし、印刷局が朝陽会から購入しているインキ用材料は、前記のとおり、朝陽会がその製造を製造会社に委託することなどにより朝陽会とは別の会社が製造を行うなどしている状況であることから、印刷局が製造会社に直接発注するなどの方法により、契約の透明性、経済性等を高めることが必要であると認められた。

また、インキ用材料について、朝陽会と製造会社との契約金額を調査したところ、19年度、朝陽会は、印刷局との間のインキ用材料の契約の金額より、計2892万余円低い価額で製造会社と契約を締結して製造委託するなどして、印刷局に納入していた。これら差額については、朝陽会がトラブル対応・技術指導等の業務を行っていたことの対価であるとしているが、朝陽会が行っていた業務については、印刷局が本来自ら行うべき業務であったと認められた。

そして、印刷局がインキ用材料を製造している製造会社に直接発注して、現在朝陽会が製造会社と取り交わしている機密保持規定と同様の規定を製造会社と取り交わすなどして自ら関与することにより、偽造防止技術等のより適切な管理が可能となるものと認められた。

このように、当該契約について、製造会社との直接契約を検討することなく、長期間にわたって朝陽会との契約を継続して、割高な契約を締結している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた契約金額)

印刷局において、19年度のインキ用材料の購入契約については、製造会社と直接契約すれば、契約金額を2892万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、印刷局において、朝陽会との契約が長期にわたり引き継がれていた経緯があったことから、長期間契約の見直しを行うことなく朝陽会との契約を継続していたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、印刷局はインキ用材料の購入に当たって、20年4月から製造会社と直接契約することとする改善の処置を講じた。

平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果  
官報号外等製造加工請負契約について

(平成 18 年度決算検査報告 570 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

(検査結果の概要)

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、虎の門工場において、官報、国会会議録、予算・決算書等の製造を行っており、印刷局は、製造業務量が集中して印刷局職員のみでは対応できない場合に、入力・編集から校正・版下作成までの作業を製造加工請負契約として業者に外注している。そして、平成 17、18 両年度に、株式会社朝陽会(以下「朝陽会」という。)と官報号外等製造加工請負契約各 6 件、計 12 件の契約を随意契約により締結している。

そこで、合规性、経済性等の観点から、上記の製造加工請負契約 12 件について、競争契約を導入することはできないか、積算が業務実態を適切に反映したものとなっているかに着眼して検査したところ、印刷局は、前記の製造加工請負契約について、2 年 4 月以降は財団法人印刷局朝陽会と、15 年 7 月以降は朝陽会と随意契約を締結していた。しかし、業務内容をみると、官報号外等の製造作業は、熟達した印刷業者であれば朝陽会でなくても特段の支障なく行えると認められた。そして、製造加工請負契約に係る朝陽会の業務実態をみると、朝陽会は、作業場所として印刷局虎の門工場の構内所定の作業場所を無償で貸与されていて、光熱水費等の製造経費相当分は無償で提供されていた。

また、18 年度の印刷局の積算をみると、総製造実績面数を校正する作業のみでも 41 人が必要であったこととしているが、製造加工請負契約に係る人員数は実際は 35 人で業務が処理されている状況であり、積算方法が業務の実態とかい離して過大な積算となっていた。

このような事態が生じているのは、朝陽会との随意契約が長期にわたり引き継がれていたことから、見直しを行って契約に競争性を導入する意識に欠けていたこと、製造加工請負契約作業は、印刷局工場内で作業が行われていて所要経費のほとんどは労務費であるのに、こうした実態を考慮することなく物価資料の単価料金をそのまま適用したり、朝陽会から聞き取りを行った作業内容を十分検証することなく校正時間等を決定したりして、業務の実態とかい離した積算を行っていたことなどによると認められた。

(検査結果により求めた是正改善の処置)

印刷局において、契約事務の公正性及び透明性を確保して、これにより競争の利益を享受するとともに、実態を反映した適切な積算を行って経済性を確保することができるよう、次のとおり、印刷局の理事長に対して 19 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

ア 契約に当たっては、今後の契約方式については随意契約を見直して、競争性のある方式に移行すること

イ 予定価格の積算に当たっては、印刷局工場内で作業が行われていて、材料費、機械設備費、光熱水費等の製造経費相当分を印刷局が負担していたり、積算における校正時間等の条件が実績とかい離したりしているなどの業務の実態を十分に踏まえて所要経費を適切に算出して、1 面当たりの契約単価に反映させること

## 2 当局が講じた処置

本院は、印刷局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、印刷局は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 官報号外等製造加工請負契約の契約方式については、随意契約を見直して、一般競争を導入して競争性のある契約方式に移行した。また、適切な契約を締結するよう、印刷局内各機関の会計担当者に周知して、適切な契約手続の促進を図った。
- イ 業務の実態を反映した適切な積算による経済性確保のために、19年度のすべての官報号外等製造加工請負契約について、製造経費相当分を控除するなど1面当たりの契約単価の見直しを行い、19年11月30日に朝陽会と変更契約を締結した。また、20年度において、製造加工請負契約の積算に当たり、賃金センサスに基づく労務単価を採用するなど積算方法を変更するとともに、業務の実態を反映した適切な積算方法に変更した。